

# マイスター・エックハルトとシュトラースブルクのドミニコ会

香田芳樹

## Meister Eckhart und Straßburger Dominikanerorden

Yoshiki KODA

パリ大学教授の重責を果たしたマイスター・エックハルト (ca. 1260-1327/28) は、一三二三年ドミニコ会総長ベーレンガーからシュトラースブルクへ総長代理として赴くように命じられる。パリでの教授期間を終えた兄弟はいつたん故郷の修道院に帰るのが教団の慣わしであったので、この前例のない決定にエックハルトは驚いたに違いない。彼は当地の修道院長に任せられたわけでもなく、修道院学校の学頭の地位が用意されたわけでもない。教区長もすでにいた。教団が彼をこの地に「特使」として送り込んだ理由は何なのか。多くのエックハルト研究者はこの答えに、ライン河畔の大都市で予断を許さないものとなり始めた女子修道者の問題をあげる。シュトゥアレーゼはそれに加えてさらに包括的視点から、シュトラースブルク時代 (1313-1324) をエックハルトのそれまでの活動の総決算期であったと位置づける。説教僧として、教育者として、実務家として、神学者として教団の最重要人物となっていたエックハルトは、この都市で多くの思想的成果を残したが、また同時に宗教界を覆った異端論争の闇に巻き込まれるきっかけを作った。本稿は、都市の市政史・教会史を明らかにすることで、エックハルトの生涯の中で最も劇的であり、かつ謎に包まれたシュトラースブルクにおける一〇年間に光を当てる試みである。

### ドミニコ会入植初期の活動

シュトラースブルクにドミニコ会が活動の拠点を求めたのは、古く一二二四年に遡る。そのために教団はドミニコ会の慣例に従って、この地域出身で、パリやボローニヤで教育を受けたエリート修道士を派遣したはずである。彼らは到着直後から精力的に活動を始めた。まず行わなければならないのは自分たちの修道院を建設することである。托鉢修道会は、教区教会との摩擦を避けるために、普通まず市外に活動拠点を置き、徐々

に都市への影響力を増していく。その慣例通り修道士たちは市の城壁の外 (Finkweier) に身を落ち着けた<sup>2</sup>。しかし彼らが勢力を拡大するためには都市の中で大きな発言力をもつ支持者を見つけることが必要不可欠であった。シュトラースブルクのドミニコ会士たちにはそれもすぐに実現した。司教テックのベルトルト (在位 1223-1244) である。公文書に残る両者の第一の共同作業が、女子修道院の建設であったことは興味深い。一二二五年に司教は市壁の外に聖マルコ女子修道院を建て、それを新参のドミニコ会の管轄においている<sup>3</sup>。その後も女子修道院の開設は続き、数年間でさらに六つの修道院 (聖アグネス、聖エリーザベト、聖ヨハネ、聖カタリーナ、聖マルガレータ、聖ニコラウス) が作られ、それらはすべて一二四六年までにドミニコ会士の手に乗ねられた。このことから、シュトラースブルクで婦女子の霊性指導がいかに急務であり、それがドミニコ会がこの町に派遣された第一の理由であったことがわかる<sup>4</sup>。

二〇年代以降も誓願を立てて修道院に入ろうとする女性の数は増え続け、そこで暮らす修道女の数は三〇〇名を超えた。問題はこうした女性たちのすべてが、シトー会でそうであったように、貴族階級の子女ではなく、十分な資財をもたない中流階級以下の出身者だったことである。こうした女性たちを受け入れるために資金面でも都市は深刻な女性問題に直面していた。難題を前にして教区教会になす術がなかったのは対照的に、托鉢修道会は教皇に助力を請い、資金調達に奔走するなど精力的に打開策を模索した。こうした地道な努力を通して彼らは次第に都市の市民の信頼を勝ち得、市民権を獲得していったのである。

しかし、彼らが都市の内部で公然と説教活動を行うためにはさらに長い時間を要した。彼らに信者を奪われたくない教区聖職者や都市貴族との熾烈な争いが彼らを待っていたからである<sup>5</sup>。一二四八年に司教座から市内に土地を購入したのを機に、ドミニコ会士たちはバルトロメウス礼拝堂に祭壇をおき、ようやく都市内部に活動拠点をもつことができるようになった<sup>6</sup>。これはライバルのフランシスコ会が一二三〇年に市内に教会を建設したのに比べ、遅い進出だった。一二五一年、教会と修道院の建設が始まり、一二五五年一〇月三十一日に、完成したばかりの教会で初めてのミサが執り行われた。それは彼らが最初にこの町に現れてから実に二五年目のことであった。しかしこのことは彼らが好意的に迎えられたというわけではない。その後も教区教会との摩擦は絶えることはなく、ドミニコ会士は教皇に、都市での活動を認める勅書を要請し、教皇はたびたび枢機卿を特使として派遣して、会の活動を快く思わない勢力に、修道士の権利を脅かさないように警告している<sup>7</sup>。

教皇庁内部での意見の不一致もまた混乱を助長した。教皇イノセント四世は死の直前の一二三四年一月二日に、托鉢修道士たちの司牧活動を禁じる勅令を出す<sup>8</sup>。彼の後任であり、フランシスコ会士のアレクサンドロス四世は一ヶ月後の一二月二日にイノセントの勅令を無効とした<sup>9</sup>。しかし、一二五七年八月三〇日にアレクサンドロス四世は態度を一転させ、シュトラースブルクのドミニコ会に教区聖職者の権利を侵害してはならない旨通達を出す<sup>10</sup>。しかし半年もしない内に教皇は再び態度を変え、一二五八年二月二日今度はシュトラースブルク司教や司祭に、ドミニコ会

士の司牧活動を妨害してはならない旨の嚴重注意 (Gavamina) を出す<sup>11</sup>。二転三転する決定は教皇のただの気まぐれではなく、ヘッセルは、八月三〇日の文書が偽書である可能性を指摘している。つまり、ドミニコ会士に手を焼いたシュトラースブルクの聖職者たちが教皇を騙って、自分たちの利権を守る勅令を偽造したのではないかとするのである<sup>12</sup>。争いは低次元であるが、それほどまでに深刻であった。

### 托鉢修道士の賃貸システム

問題がここまで深刻になったのは、心(信仰)を巡る対立だけでなく、モノ(財産)を巡る対立が市側と托鉢修道会にはあったからである。都市という限定された空間の中で信者の帰依先は信仰の問題を超えて、教会の生死を左右する経済問題であった。それはミサや告解や聖体拝領に対する信者の奉納金から始まり、死後の追善ミサを執り行うための多額の不動産の寄進にまでおよんだからである。フィリップスや彼の研究を受けた上條の研究には托鉢教団が都市にとって経済的脅威となっていく過程が詳細に述べられている<sup>13</sup>。それによれば、托鉢修道会に帰依した多くの女性信者が、自らの死後や残された子孫のために家屋敷を修道会に寄付し、それによって会が都市における大きな土地所有者となっていた。一二七〇年から一三三〇年にかけて独身女性から托鉢修道会に五九件の遺贈がおこなわれ、その内の二一件が家屋を対象としている。この内の一〇件が寄贈者のための追善供養を求めるものである。残りの二一件を上條は、「事実上の借家人が借りていた家屋を事実上の所有者である托鉢修道会に返還したのだ」(九二頁)と考えている。この借家人たちは生前托鉢修道会に死後家屋を遺贈することを約束し、その代わりに生涯にわたる占有権の保証を受けたのである。彼女たちの死後こうした不動産は托鉢修道会の所有する借家としてさらに他のベギンと呼ばれる女性たちに斡旋、賃貸された。フィリップスによればこうした賃貸のシステムを作りだしたのはドミニコ会士であり、これにより市中の多くの不動産が彼らの手中に入ったと考える<sup>14</sup>。これによって会は安定した賃貸収入を確保できるばかりか、敬虔な独身女性たちに十分な宿所を提供でき、それがさらなる帰依と喜捨を可能にしていた。

こうした経営手腕に長けた修道士たちに教区司祭が業を煮やしたであろうことは一二八三年の事件に現れている。この年、「条件付き売却(つまり賃貸)の悪しき策略ゆえに、市がまもなくすつかり托鉢修道士のものになろうとしている」と危惧した市参事会はフランシスコ会に、信者の相続を受けないよう同意を取りつけた<sup>15</sup>。同様の同意をドミニコ会にも要求したが、これは拒絶される。四年越しの交渉が一二八七年に決裂すると、怒った市民は修道院に乱入し、ドミニコ会士を市外に追放した。これに対し司教レーゲンスブルクのハインリヒはトマス教会に命じて全市域に聖務停止令をしかせる<sup>16</sup>。司教がこうした紛争に対しどのような立場をとったかは微妙である。彼は管区内の教会の長であり、市参事会同様、托鉢修道士の勢力拡大を快くは思っていないが、思いつかなかったはずだからである。にもかかわらず市民に対して聖務を停止させたのは、やはりドミニコ会が教皇直

属の教団であったことが大きい。

教皇庁がこの事件に強く反発したことは、同年に教皇特使トウスクルムのヨハネがドミニコ会女子修道院に出した通達からもうかがい知れる。城外にあった先述の七つの女子修道院にヨハネは、「シュトラースブルク市民によってドミニコ会修道士に加えられた暴行ゆえに、司牧もなく (*absque patribus spiritualibus*) 孤児 (*pupille*) のごとく寄る辺なく生きる」修道女たちに、地位にふさわしい権限を付与すると宣言する<sup>17</sup>。また彼は、市参事会員や市民が、「汝ら (女性信徒) が告解や説教や聖体拝領やその他の霊的な喜捨といった霊的な指導を先述の (ドミニコ会の) 兄弟から受けていることに満足せず、これらを手当たり次第に略奪し、汝らの財産と自由と権利に (*ad vestras possessiones et libertates ac iura*) 手をのばし、汝らの財産の管理を、汝らの意志に反して、汝らの利益を思つてではなく自分たちの欲望のために、請け負おうとしている」と指摘している<sup>18</sup>。こうした状況に対して特使ヨハネは修道女たちに、市民の言いなりになることなく、またこうした横暴が続く限り、彼らの子弟を院に受け入れることを拒否するように忠告している。暴行がドミニコ会士に加えられただけでなく、彼らの保護を受ける修道女たちにも及んでいたことは注目すべきである。なぜならここに後にベギン問題として市と宗教界を揺るがす事態の端緒がすでに現れているからである。

一二九〇年に司教コンラートの仲裁で、市と会は和解する。ドミニコ会ドイツ管区長ミンデンのヘルマンは、「争乱の後に平静 (*post tempestatem tranquillum*)」を成し遂げた和平協約を守るようにシュトラースブルクの兄弟たちに呼びかけている<sup>19</sup>。しかし、その後も参事会はたびたび修道会に禁令を出し、修道会はそれを無視して寄進を受け続けた<sup>20</sup>。

その後もドミニコ会士たちは度重なる批判に臆することなく着々と布教活動を進め、一四世紀前半にはシュトラースブルクの宗教界で大きな発言力を獲得していた。マイスター・エックハルトのシュトラースブルク時代に、当地のドミニコ会教会は大規模な増築工事をしていたことがわかっている。一二五五年以来の質素な三身廊のバシリカはこの時期に四身廊に増築され、長さ三二メートル、幅一一・七〇メートルとなった。身廊部分はこのことによって一・五倍に、内陣は三倍にも広がっている<sup>21</sup>。一三〇七年にドミニコ会は総会をこの地で開催しているので、ここで教会の改築を決定したと考えられる。その後工事は緩やかに進行し、一三三一年再びシュトラースブルクで総会が開かれるまでには遅くとも完成していたはずである。一三〇七年の総会にエックハルトはサクソニア管区長として出席しているのでこの決定を耳にしていたはずである。彼はその後総長代理としてボヘミア管区へ派遣され、パリ時代を経て四年後に再びこの教会を目にしたのである。

シュトラースブルクのドミニコ会教会は改修によって、市内でも規模の大きな教会と変身した。これはもちろん信徒数が増加し、修道士の数も大幅に増えたことを表している。これだけの改築には莫大な費用がかかり、そのためにはさらに多くの信徒と多くの寄進が必要となる。ヒレンブルントの研究によれば、一三〇六年から一三二五年までの二〇年間に、ドミニコ会は五〇回以上寄進を受けたことがわかっている<sup>22</sup>。これが大変

な数であることは、同年間にフランシスコ会とアウグスチノ隠修士会が併せて一二回しか寄進を受けていないことから明らかである。エックハルトの滞在中にこの地のドミニコ会は人的にも物的にも大きな変動を経験していたのである。

### シュトラースブルクと第一次ベギン迫害（一二三七—一二三九年）

ドミニコ会は一二六七年教皇クレメンス四世の委託を受けて正式に婦女子訓育に取りかかった。これはライン河畔やネーデルランドの大都市で急増していたベギンと呼ばれる半俗の女子修道者の霊的指導を行うことである。何故この時期に女性の宗教性が高まったかについてはさまざまな要因があるが、その一つに西ヨーロッパでの人口の増加があるとされる。当時シュトラースブルクやケルンといった大都市は毛織物業で栄え、都市は急速に発展していた。そこに、農業技術の向上で生産性が高まり、急激に膨張した農村人口が職を求めて流入したのである。都市は活気に満ちたが、反面スラム化も進み、貧富の差が社会不安の要因となっていた。このように人口密集地帯となった都市では人口の増加を抑えるために、結婚年齢を遅らせる風潮が高まった。晩婚化によって、生涯独身をとす女性の割合も増えた。高齢化によって世代間の年齢差が広がると、核家族化が進んだ。死別によって片方の配偶者が残される割合も増える。また独身時代が長引くことで、貞操がより大きな意味をもってくる。長い禁欲的な独身時代が、女性による宗教運動の高まりをつくり、ベギン誕生の一つの要因となったのである。<sup>23</sup>

当時トイトニア管区はアルザス地方とスイスだけでも七五ものドミニコ会女子修道院を管轄していた。しかしそれらは敬虔な女性のほんの一部に祈りの場を提供したにすぎない。修道会に入るための十分な持参金をもたない大半の女性たちは都市に出て、市井で生計を立てつつ半俗の修道生活に入った。これがベギンと呼ばれる修道女である。<sup>24</sup> 司牧による十分な霊的指導を受けることができない一団は、孤立し閉鎖的信仰集団となることが多く、これが正統教義に従わない異端的な教えの温床となることもあった。先にあげた寄進の問題も含め、教区教会にとって独身女性集団は頭の痛い存在なのであった。こうした集団は「ホーフ」と呼ばれる集合住宅で共同生活を送るが、一四世紀のシュトラースブルクには八〇を超えるホーフが存在し、それらに千人を超えるベギンが生活していたと考えられている。当時のシュトラースブルクの人口が二万人ほどであったので、実に人口の五パーセントがベギンであったことになる。ホーフはドミニコ会やフランシスコ会の教会近くに集中しており、彼女たちと托鉢修道士の結びつきの深さを物語っている。<sup>25</sup>

ヴォルフエンビュッテルの Herzog-August-Bibliothek に所蔵されている写本 *Helmstadiensis* 311 はシュトラースブルクのベギン迫害に関する貴重な資料である。二部からなり、第一部 (fol. 1r-48) は一四世紀前半のボヘミアの異端審問官の手引き書が中核をなし、第二部 (fol. 49ra-125rb) は托鉢修道会も関連した多岐にわたるドキュメント集である。<sup>26</sup> 資料はシュトラースブルクの司教であったヨハネス一世 (在位 1306-1328) からブ

ルンのラムプレヒト (Lamprecht von Brunn 在位 1371-1375) までの間に二度にわたっておこなわれたベギン迫害の記録である。この資料がエックハルト研究にとって重要なのは、彼のシュトラースブルク滞在 (1313-1324) が第一次ベギン迫害と一致するからである。パリ教授職を全うし、本来なら故郷のエルフルトに帰るはずのマイスターが、宗教対立が反目を超えて、弾圧にまでエスカレートした都市に特使として派遣されたのは教団の特別な意図があつたからとしか考えられない<sup>27</sup>。

パチヨフスキーは第一次ベギン迫害を三つの期間に分けている。第一期は、一三一七年八月一三日のシュトラースブルク司教ヨハネスによる審問によって始まつた。これには三つの資料が残されている。司教による審問の開始を伝える書状と、誤謬命題のリストと、ヨハネスがヴォルムスの司教に協力を要請した書簡である。

ヨハネスの第一の文書で特に目を引くのが、そこに「ベギン」という表現は登場せず、攻撃の対象となつたのが「ベガルド」と呼ばれる男性信徒たちであつたことである。ベギンとベガルドの信仰上の差異は大きくないとされるが、宗教学史的に見れば、中世の教会改革運動において独身女性たちの果たした役割の方が圧倒的に大きかったので、シュトラースブルクにおける初期の迫害がベガルドに向けられていたことは奇異に思える。彼らのシンパとして最初は周知的な意味しかもたなかつたベギンが、やがて審問が進むにつれて攻撃の主対象となつていったと思われる。それを裏づけるように約半世紀をおいて再燃した迫害では、問題となつてゐるのは例外なく女性たちである。司教ラムプレヒトが一三七四年八月一九日に開始した審理の対象は、「一般にベギンと呼ばれたり、また姉妹、シスターと呼ばれたり、その他の名前で呼ばれてゐる多くの平信徒の女性たち」(prophane multitudinis mulieres, que vulgariter etiam Begine et quedam etiam ex eis sorores seu swestrones vel aliis nominibus appellantur) であることが明記されている (p. 173)。ベガルド・ベギンが非難されるのはその「特殊性」である。彼らが共同生活 (congregatio)、「集会所 (conventicula)」、礼拝方法、言葉遣い、衣服において平信徒との違いを際立たせることは、既存の信仰への抗議と挑発と受け取られたのである。

第二の異端命題リストであるが、シュトラースブルクで集められたとされる異端命題のオリジナリティーについても議論がある。それらは中世異端史の全体像から見れば、取りたてて目新しいものがなく、他の異端文書にも共通する誤謬のリストであるという指摘もある。たとえばアルベルトゥス・マグヌスが、シュヴァーベン地方のリースで活動していた自由心靈派を調査した際に、見つけた誤謬命題集 (29 articuli de heresi novi spiritus) には、シュトラースブルクのそれと共通したものがある<sup>28</sup>。これに対しパチヨフスキーは、ヨハネスのリストが教会当局の言語とドグマのフィルターを通してゐるとしても、実際の審問を通して得た情報をもとにして作成されたとしている (p. 99)。後に詳細に考察するように、この誤謬命題は、第二次ベギン迫害の際に作成された質問集に採られた誤謬命題と共通するものが多い。ということ、半世紀にわたつてシュトラースブルクでくすぶり続けた異端疑惑は拡散していったのではなく、常にある点に収斂していったということになる。

教会の告発を受け、尋問されたベガルドやベギンには、第三会の修道女や、「認可を受けた教団の聖職者」の靈的指導を受けている者は入っていない。審問の結果、悔悛し教会の指導に従う者、町から逃亡する者と彼らの反応は様々であったが、あくまで自説の正当性を主張し続けて都市に残った者は、司直の手に引き渡され、刑罰を受けた。

シュトラースブルクにおけるベギン迫害の第二段階はクレメンス教令にもとづき一三二七年一〇月二五日に始まった。クレメンス教令とは一三二一年のヴィエンヌ公會議で発せられた、ベガルドとベギンに対する禁令 *Ad nostrum* とベギンについての教令 *Cum de quibusdam mulieribus* である。<sup>29</sup> またさらに一三〇〇年に勅令 *Super cathedra* によってボニファティウス八世から権限拡大を大幅に認められた托鉢修道会を、教令 *Dudum* によって牽制しようとした。翌一三二八年の半ばまでに上ラインとライン中部で二通の回覧文書が回った。一通は六月七日のマインツ大司教アスペルトのペーター (*Peter von Aspell*) による文書、もう一通は七月二二日のシュトラースブルク司教の文書である。二つの文書はともにライン河岸の都市において宗教情勢が予断を許さなくなったことを受けて、教区司祭に宛てたものだが、両者のニュアンスは少しずつ異なっている。前者はベギンの禍に苦慮し厳しい規制を彼女たちに課せようとするものだが、その保護者たる托鉢修道士には「法に反して」(*contra iustitiam*) 対処してはならないと注意を促している。これに対し、シュトラースブルク司教による文書はもっぱら托鉢修道士に対する規定で、ベギンには一切触れていない (p. 101)。一三二八年六月一六日付の文書で、「ドイツにおけるフランシスコ会の権限と権利を守る者」を自認するコンスタンツ司教ゲルハルトは、コンスタンツ、バーゼル、シュトラースブルクの聖職者たちに、フランシスコ会士が「告解を聞き、説教をおこなうことを妨げてはならない」としている。<sup>30</sup> 先のシュトラースブルク司教の回覧は、ゲルハルトの文書に対する回答だとも受け取れる。それは、教皇クレメンス五世の教令 *Dudum* を都合よく解釈して教区教会の利権を侵そうとするフランシスコ会に釘を差すものであった。そのことは同年八月五日にシュトラースブルク司教区の聖職者と修道士たちがドミニコ会とフランシスコ会に対抗する目的で結んだ、同盟がよく証明している。そこでは、托鉢修道士たちが「思慮のなさや偶然からではなく、小賢しい方便を弄し (*excogitatis interpretationibus*)、十分に練り上げた欺瞞の限りを尽くして (*fraudibus exquisitis*) (教令を) 踏みまじろうとしている」と非難している (p. 102)。<sup>31</sup> 手段を選ばず、如才なく勢力を拡大していく托鉢修道士たちに、都市の聖職者たちが手を焼いていた様子がここにはつきりと現れている。パチョフスキーはこうした教区司祭と修道士間の摩擦がベギンに対する偏見と迫害を助長したとしている (p. 102)。

争点となっていたのは教区聖職者たちがマインツの管区會議 (一三二八年六月七日) にも明らかのように、教皇令 *Cum de quibusdam mulieribus* をすべてのベギンに対する禁令であると理解したのに対し、托鉢修道士たちはこれを「善きベギンと悪しきベギンの区別」を求めた文書であると考えた点である。この問題に決着をつけるために、シュトラースブルク司教は教皇に教皇令の正確な解釈を文書で質している。現在われわれの手元

に残るのは、教皇からの回答のみであるが、それは悪しきベギンを戒めることの正当性は認めつつも、貞節を守り、教会の司祭に従順で、共同生活を送る「善きベギン」は保護すべきであるとしている<sup>32</sup>。この理解は同年八月一三日付の勅令 *Racio recta* で公式に確認される。教区司祭の期待と要望に反しても、教皇がベギンに対して寛容な態度をとり続けたのは、彼女たちの存在がキリスト教世界にとってすでに無視できないものとなっていたからである。

教区司祭たちがベギンの存在を問題視したのは、彼女たちの信仰に誤謬があるからだけではない。人はそのままですでに完全なる者であるという理念は、理念にとどまる限り、危険思想ではない。しかしそれが、教区教会の存在をないがしろにし、より自由で寛容な信仰を求める閉鎖集団を形成しようとするとき、見過ごせないものとなる。教区教会はこうした信仰形態それ自体を禁じようとしたが、教皇は托鉢修道士による霊的指導を受けるという前提でのこの信仰を容認したのである。

パチヨフスキーの編集した資料五と六は、ベギン迫害が第三段階に入ったことを示している。二つは同じ一三一九年一月一八日に司教ヨハネスが発行した文書であり、ともに先の教皇勅書の決定に反対の立場をとっている。文書五は、これまでの処置が混乱と危険を生んだだけで、今後は一切のベギンを禁じ、彼女たちに他の修道女と目立って異なった僧衣を着用してはならないことと、教区教会に戻ることを命じている。これに呼応して文書六は、ベギンを第三会として保護してはならないことを托鉢修道会に命じている (p. 104)。

この約一ヶ月後の一三一九年二月一七日、司教はさらに二つの文書 (資料七と八) を発行するが、ここでは資料五のベギン禁令は踏襲されているものの、托鉢修道会に対しては、彼らの保護下にあるベギンの告解を聞き、罪を赦すことを認めている。パチヨフスキーはこの矛盾を、公式にはベギンの存在も托鉢修道会の活動も禁じたが、非公式には両者の関係を認めたことを示すとしている (p. 105)。非公式に認められたはずの婦女子訓育であるが、奇妙なことに同年二月二三日に托鉢修道会は教皇ヨハネス二世に、第三会が悪しきベギンとは無関係であることを認める文書を求めている<sup>33</sup>。この文書を受け取った枢機卿フールのヴィタリス——彼はフランシスコ会士でもあった——が精力的に教皇に働きかけた結果、シュトラースブルク司教は六月一八日に第三会に対する処置を撤回する通達を再び出さざるを得なくなった (文書九)。

エックハルトとの関連で重要なのは、一三一九年二月一七日にシュトラースブルク司教が出した文書 (資料八) である<sup>34</sup>。そこには、ドミニコ会修道院長 (*prior fratrum Predicatorum*) とフランシスコ会の保護者 (*guardianus fratrum Minorum*) の強い要望によって、限定的に彼らの教団が婦女子訓育に携わることを許可したことが記されている。「この許可と認可において、われわれの管轄にある彼ら (ベギン・ベガルド) の魂の健康のために様々に健全に気を配るよう配慮する。院長と保護者の要求をいれて、ここに彼らの教団の兄弟たちの中で、選ばれ、われわれに示された者たち (*electi nobisque presentati*) に、われわれの都市と教区における (教会の) 運営と礼拝を健全に遂行することを許す。すな



わちわれわれの管轄下の者たちの告解を聴き、願いを自由に聞くことができる。告解者には——神の御心にそつて赦すという限りで——健全な悔悛を与えることができ、悔悛者には祝福を与えることができる。こうしたことを恩寵からわれわれに可能な限り (ex gratia prout potimus)、彼らに——新法に最大限配慮して——許可し、認めてきたし、推薦された者たちに認める<sup>35</sup>。」教区聖職者にのみ許される権限を托鉢修道士にも認める際の、司教の慎重な態度が文書の随所に現れている。それは無条件の認可ではなく、あくまで「われわれにできる限り」のものであり、「われわれの承認を得た者たちだけに」許される行為なのである。ここにある「選ばれ、推薦された者たち」がいつたい誰であったかを現在知ることができない。しかし、教団総長の特使として派遣されていたわれわれのエックハルトが選ばれた者の一人でなかったと想像することは難しいのではないだろうか。

二転三転する決定にシュトラースブルクの宗教界が翻弄されたことは想像に難くない。パチヨフスキーは禁令が徹底されず、ベギンの数も減少せず、ますます多くの女性たちが托鉢修道士の庇護のもとに修道生活を送ったと考えている。それに対してフィリップスは、公文書に現れたベギンが一二四三年から一三一九年までは三三名いたのに対し、一三二〇年以降それがなくなったことに注目し、クレメンス教令は威力をもつていたとする<sup>36</sup>。禁令が問題解決に直結したとは考えにくい、少なくとも「ベギン」を公然と名づけることは難しくなったことであろう。彼女たちは托鉢修道会の第三会の規則を受け入れて公認されるか、人目を忍んでひっそりと共同生活を送るかしたはずである。

後述するように、パチヨフスキーはその後シュトラースブルクでベギン問題が一時沈静化する理由に、教皇と皇帝との間で激しくなった抗争をあげ、都市の有力市民をも巻き込んだ反目が、宗教問題から一時的に目を逸らすこととなったのだとする。しかしその後カール四世が戴冠し、改革派教皇ウルバヌス五世が選ばれると、ベギン問題は再燃する。それが一三六〇年代に始まる第二次ベギン迫害である。

ここで第二次ベギン迫害について立ち入って考察することは本論の性格上できないが、特筆すべきは、疑惑がベギンたちだけでなく、彼女たちを第三会として保護している托鉢修道士にも向けられていることである。そのことは、托鉢修道士たちの側から出された抗議文が証明している。彼らの抗議はまず第一に、罪ありとされたベギンの定義に向けられている。多くの第三会の修道女が、「ヴィエンヌの公会議で認められなかったベギンと呼ばれる平信徒」と混同され、礼拝や聖体拝領から閉め出されていると抗議している。第二に、過ちを犯したベギンと犯していないベギンを十分に吟味しないことで、托鉢修道士ももろともに過失があったとされ、破門されていること、第三に、托鉢修道士たちが、教皇にも教区司祭にも許可を受けずに聖体を与えたという批判は当たらないこと、第四に、一三六九年に教皇の名を受けた巡察使が被告の無罪を証明していること。審理は告訴も告発も調査もなくおこなわれたものであり、教団と教団の保護にある女性たちを正式の手段で弁護する用意があることである

修道士側の主張は、聖体拝領を教区司祭の許可なくともおこなう権利があること、すべてのベギンが告発の対象ではないこと、第三会の修道女は告発から除外されていること、対象となるのは「誤謬を犯し、誤った教説で子羊（信徒）に病気をうつす」女たちであることである。しかし、シュトラースブルクでの審理の際には「異端」が問題になつてゐるのではない。司教が非難するのは、あくまでも教区司祭の管轄下に入らない「不従順な」女性信徒であり、彼女たちが第三会に所属することでの疑惑から逃れられるのが争点となつてゐる(58)。托鉢修道会は自己の婦女子訓育の正当性を主張しつつ、同時に多くの靈的保護を受けていない女性たちを監督下において、告発の難を避けさせようとしていた。

パチヨフスキーは一三一七—一九年のベギン迫害と一三七四年のそれとの間に相関関係があるとする(59)。それは一四世紀前半にシュトラースブルクを揺るがした危機意識が半世紀以上も持続したことを示している。ベギンに対する鬱屈した不信任は潜在期を経て再び、頂点に向かつて動き始めるのである。

### 教皇派と皇帝派の対立と都市市民

エックハルトのシュトラースブルク期を規定するもう一つの大きな出来事は、神聖ローマ帝国の皇位継承をめぐる争いである<sup>37</sup>。一三一五年三月ハプスブルク家のフリードリヒ美男王はシュトラースブルクに入城する。都市にこれまでの権利のすべてを認めたにもかかわらず、市議會は彼の対立候補バイエルンのルートヴィヒに使者を送り、フリードリヒを王として認める気がないこと、彼のシュトラースブルク滞在は一時的なものにすぎないことを伝えた。そこには聖職者の支援を受けたフリードリヒに対して、都市貴族たちがルートヴィヒを立てて対抗しようとしてゐる対立構造が伺える。司教ヨハネスはフリードリヒの父の元で宰相を務めた人物でもあり、ハプスブルク家には縁が深い人物であつた。一三二〇年はフリードリヒの弟レオポルトとともに、シュパイアーに滞在中のルートヴィヒに武力行使をし、バーゼルやコンスタンツを含む八九の都市が反ルートヴィヒののろしを上げた。こうした状況の中においてもシュトラースブルク市民は彼に忠誠を誓い続けた。

さらに問題を複雑にしたのは、教皇ヨハネス二二世がルートヴィヒに下した破門である。一三三三年彼は、「いかなるドイツの王も教皇の監査と承認を受けずして、王権を行使することはできない」旨を宣言し、シュトラースブルク市民がルートヴィヒから距離をとるように命じる。この命令をドミニコ会士たちは複雑な思いで聞いたはずである。なぜなら彼らは有力な貴族をパトロンとして都市で着実に力をつけてきており、その都市貴族たちの多くはルートヴィヒ支援派だつたからである。ヒレンブラントは公文書に現れる市議員の三分の一がドミニコ会関連の文書にも現れるとしてゐる<sup>38</sup>。市政を動かす彼らの意向を無視して、アヴィニヨンの教皇庁に忠誠を誓うことは難しかったに違いない。年代記作者のケーニヒスホーフエンのヨゼフ・ツヴィンガーは、「帝国自由都市の中で聖職者の間に大きな混乱と反目があつた」ことを伝えている<sup>39</sup>。

## むすび

本稿では、市政史と教会史から一四世紀のシュトラースブルクの宗教地図を再構成した。そこから、多くのエックハルト研究者の指摘する通り、女性信徒をめぐる托鉢修道会と教区教会の間での確執が顕在化しており、それにエックハルトが腐心せざるをえない状況であったことが明らかとなった。しかしそこには単なる異端問題だけではなく、教区運営をめぐる教皇権と司教座の対立、自由都市をめぐる世俗権力と市議会との駆け引きといった複雑な緊張状態も背後にあったことを忘れてはならない。ケルンと並んでライン河畔の布教の重要拠点であったシュトラースブルクに教団がエックハルトをあえて一〇年にわたり派遣した理由は、当地におけるドミニコ会の基盤を確固たるものにしたという強い意志があったからであろう。しかしシュトゥアレーゼの言うように、エックハルトが政治的難題が山積する場所で、自己の思想的集大成を図ったとすると、彼はそれによって危うい賭に挑んだことになる。事実、彼の夢見た現実世界と精神世界の融合という神秘的理想は、政治的な文脈へと歪曲され、それが二年後の異端審問へと続いていったのである。

## 註

- 1 シュトラースブルクにおけるエックハルトについては以下の研究を参照。上田閑照：エックハルト 異端と正統の間で、講談社 一九九八年 一七〇—二〇四頁；Josef Koch: Kritische Studien zum Leben Meister Eckharts, in: Kleine Schriften, Bd. 1, pp. 247-348, Roma 1973; Marie-Anne Vannier: Maître Eckhart à Strasbourg (1313-1323/24), in: Voici Maître Eckhart. Texte et études réunis par Emilie Zunn Brunn, Grenoble 1994, pp. 341-353, p. 342 参照。
- 2 Luzian Pfeffer: Kirchengeschichte der Stadt Straburg im Mittelalter, Kolmar 1941, pp. 77ff.
- 3 Urkundenbuch der Stadt Straburg (UB), Wilhelm Wiegand (ed.), 1, 166, Nr. 208.
- 4 Herbert Christian Scheeben: Der Konvent der Predigerbrüder in Straburg — Die religiöse Heimat Taulers, in: Johannes Tauler. Ein deutscher Mystiker. Gedankenschrift zum 600. Todestag, Ephrem Filhaut (ed.), Essen 1961, pp. 37-74, hier p. 39f.
- 5 Pfeffer, p. 77. 諍いの原因には行き過ぎたドミニコ会士の活動もあつたろう。一二三二年、教皇グレゴリウス九世はシュトラースブルクのドミニコ会士に説教を通して異端者を悔改させるよう命じた。彼らはこの命を忠実に受けて厳格な態度で異端討伐に望んだが、その結果一二三二年に会士ヴォルムスのドロソが騎士ミュールハウゼンのヨハネに殺害され、彼の従者もフライブルク市民によって縛り首にされるという事件も起きている。
- 6 Scheeben, p. 43.
- 7 一二五一年にはドミニコ会出身の枢機卿サンシエールのフーゴーがシュトラースブルクに入り、教団が市内に教会を建設することを妨げてはならず、これを妨害する者を破門にする旨を告げている。Scheeben, p. 44.
- 8 August Potthast: Regesta Pontificum Romanorum, Graz 1957-78, Nr. 15562.
- 9 Ibid., Nr. 15602.

- 10 Alfred Hessel (ed.): *Eisassische Urkunden vornehmlich des 13. Jahrhunderts*, Straburg 1915, Nr. XXIV, pp. 27-30.
- 11 UB Straburg 1, 316, Nr. 420; Scheeben, p. 47. それによれば：(一)司教の許可を得て、教区聖職者たちの中には、兄弟(ドミニコ会士)が教会で説教するのを妨げたり、告解を聞くのを邪魔したりする者がいる。(二)彼らは教会財産の確保のために徴収人を使って、兄弟たちが生活のために喜捨を集めるのを妨害している。その際彼らは嘘をついて、兄弟たちが教会財産を侵していると言いつらしている。(三)彼らは、教区教会でのミサの後、さらに兄弟たちの教会でミサを聴く者たちを破門するといっている。
- 12 Hessel, p. 28. ヴッセルは二月二日の文書が先の偽書を否定する目的で発行されたと考えている。
- 13 上條敏子：ヘギン運動の展開とヘギンホフの形成——单身女性の西欧中世、刀水書房 二〇〇一年 七七頁以下
- 14 Phillips, pp. 31-44. 上條 (2001) 九二頁以下
- 15 UB Straburg 2, 60, Nr. 93.
- 16 Hessel, pp. 43-47.
- 17 Hessel, p. 45.
- 18 Ibid. モンネが二二で女子修道者たちに財産ばかりでなく、(信仰の)自由と権利を保障しようとする点でこの通達は画期的である。
- 19 Hessel Ibid., pp. 46f.
- 20 UB Straburg 2, 123, Nr. 164f. また上條 (2001) 九二頁以下。司教は「市の意向に従うことは托鉢修道会の義務、会則、そして宗教に背くことである」という宣告を出した。これはドミニコ会が教皇庁の命を受けて活動していることに、教区聖職者も配慮せざるを得なかったことを示している。
- 21 Eugen Hillenbrand: *Der Straburger Konvent der Predigerbrüder in der Zeit Eckharts*, in: *Meister Eckhart. Lebensstationen – Redestituationen*, hrsg. von Klaus Jacobi, Berlin 1997, pp. 151-173, hier p. 153.
- 22 Ibid., p. 157.
- 23 国府田 武：ヘギン運動とブラバントの霊性、創文社 2001年 一〇六頁以降参照。特にシュトラスブルクのヘギンについては Dayton Phillips: *Begines in Medieval Strasburg. A Study of the Social Aspect of Beguine Life*, California 1941.
- 24 Brigitte Degler-Spengler: *Die religiöse Frauenbewegung des Mittelalters. Konversen-Nonnen-Beginen*, in: *Rottenburger Jahrbuch für Kirchengeschichte* 3 (1984), pp. 75-88.
- 25 上條 (2001) は、ヘギンの出身層に差に注目して、ドミニコ会が主に上流から中流階級のヘギンたちを、フランシスコ会が中流から下層階級のヘギンたちを指導したとしている。
- 26 Alexander Patschovsky: *Straburger Beginenverfolgung im 14. Jahrhundert*, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 30 (1974), pp. 56-198. 以下原則として本書からの引用は本文中に括弧で示す。パチョフスキーはこのドキュメントを依頼した人物を Heinrich von Sachsen であるとする。彼は1366年1月26日以前に司教座より司教代理に任命されている。彼は教区司祭たちの信頼厚い人物であったが、同時に托鉢修道会の活動にも理解があった。一三七三年の一月三日のある公文書には彼は「托鉢修道会の保護者」(*index quatuor ordinum mendicantium*)と記されている。
- 27 Otto Langer: *Mystische Erfahrung und spirituelle Theologie. Zu Meister Eckharts Auseinandersetzung mit der Frauenfrömmigkeit seiner Zeit*, München/Zürich, 1987, p. 91 ; 中川憲次：シュトラスブルクのヘギンとマイスター・エックハルト 『福岡女学院大学紀要』人間関係学部編第六号(2005)、三九―四四頁、特に四〇頁を参照。

- 28 Herbert Grundmann: Ketzerverhöre des Spätmittelalters als quellenkritisches Problem, in: Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters 21 (1965), pp. 530-535.  
 29 クラウゼンズ教令たつては上條 (2001) 四二頁を参照。  
 30 Max Stranganz: Zur Geschichte der Minderbrüder im Gebiete des Oberrheins, Freiburger Diöcesan-Archiv 28 (N.F.=1) (1900), pp. 330f. Nr. 28.  
 31 UB Strabburg 2, 324-326. Nr. 370.  
 32 Patschovsky, pp. 148-153.  
 33 Konrad Eubel: Bullarium Franciscanum Romanorum Pontificum. Bd. 5, 163f. Nr. 354, Roma 1898.  
 34 UB Strabburg 2, 334. Nr. 378.  
 35 Patschovsky, p. 159. 新法とはギニフアティウス八世の勅書 *Super cathedram* に代わる *Dudum* のことと思われる。  
 36 Phillips, p. 68.  
 37 Hillenbrand, pp. 163ff.  
 38 *Ibid.*, p. 165. 彼は、カゲネック、グロースシュタイン、シエフフォルツハイム、キューネンマイスター、エルシュタインといった名士がドミニコ会のパトロ  
 39 ンドであったとしている。  
 Chronik des Jacob Twinger von Königshofen. Ed. C. Hegel, in: Die Chroniken der oberrheinischen Städte: Strabburg I (n. 13), 469.

本論文は平成18年度科学研究費補助金(基盤研究C(2) 課題番号16520172)の交付を受けて行った研究の成果である。